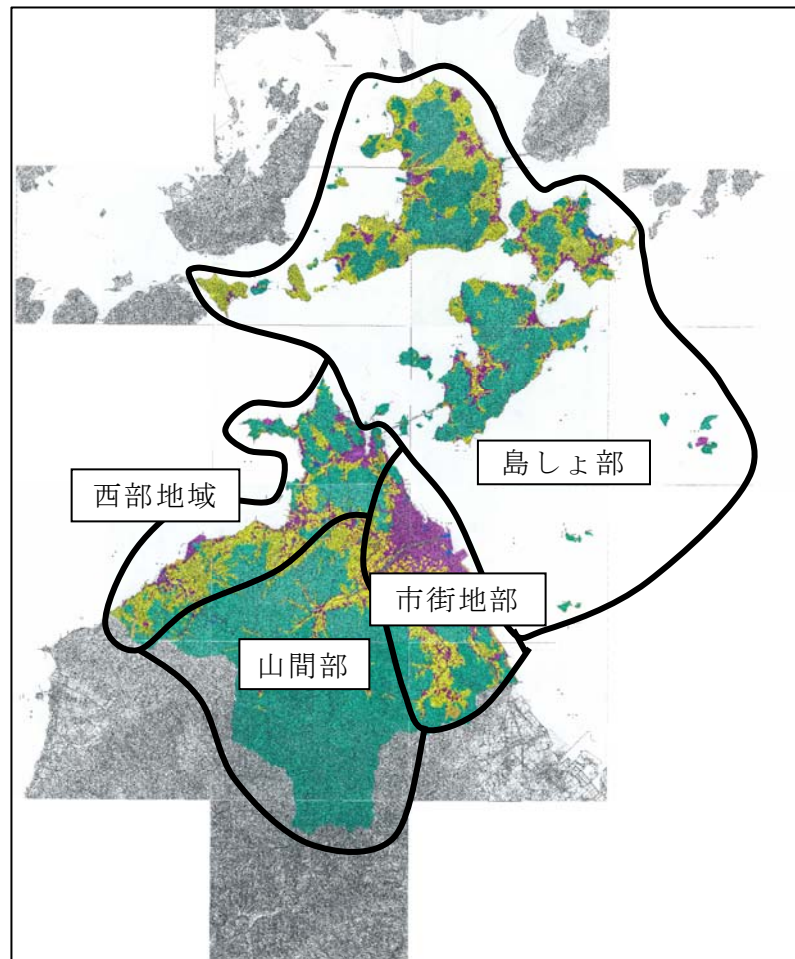


第6編 地域特性に応じた避難

1 今治市の地域特性



(1) 市街地部

行政機能、商業・サービス、ビジネス等の都市機能が多く立地する地域である。主な交通機関は、陸上輸送（道路、鉄道）、重要港湾今治港を中心とした海上輸送である。

武力攻撃やテロの目的は、軍事的占領、威力誇示、経済停滞、市民殺傷や恐怖扇動などがあげられるが、いずれの動機においても、都市機能が集約した市街地部は標的となりやすい。

【地区内の重要施設】

- JR今治駅、今治港等の交通拠点
- 市役所、消防本部、国・県出先機関等の行政機関
- 事業所支店等の経済活動拠点
- 商店街、商業施設、今治市公会堂等の集客施設

(2) 西部地域

石油コンビナート、国家備蓄基地（石油、LPガス）、造船所が立地する地域である。

《地域特性に応じた避難》

主な交通機関は陸上輸送（道路、鉄道）である。

石油コンビナート等の危険物施設や大規模な造船所が集積している地域であり、武力攻撃の標的となりやすい。

【地区内の重要施設】

- 石油コンビナート
- 国家石油ガス備蓄基地（波方）、国家石油備蓄基地（菊間）
- 造船所

(3) 島しょ部

有人、無人合わせて多くの島々から構成される地域である。

主な交通機関は海上輸送、西瀬戸自動車道（来島海峡大橋等）に限定される。

特殊部隊やゲリラなどの攻撃主体の作戦行動上の観点において、島しょ部は作戦行動の要所となることもある。

島しょ部からの避難の際は、その輸送手段が限られるため、避難が困難となる。

また、通信、電気、水道、ガスなどのライフラインが意図的な破壊を受けた場合、島全体が孤立する可能性がある。

【地区内の重要施設】

- 西瀬戸自動車道（来島海峡大橋等）
- 台ダム

(4) 山間部

他の地区に比べれば、直接的に攻撃の対象となる可能性が低いと考えられるが、山間部に立地するダムは、攻撃の対象となる可能性がある。

【地区内の重要施設】

- 玉川ダム

2 今治市の地域特性に応じた避難計画方針

今治市の地域特性から、市街地は多くの人が集まる施設や都市機能が集積しており、これらを対象とした武装工作員や航空機等による突発的な武力攻撃や化学剤を用いた攻撃パターンが考えられる。

西部地域には石油コンビナート等、山間部にはダムといった危険性を内在する施設が立地しており、これらを対象とした武装工作員や航空機による攻撃パターンが考えられる。また、島しょ部においては、島の占拠を目的とした武装工作員による攻撃パターンが考えられる。

こうした地域の代表的な武力攻撃パターンを考慮した代表的な避難計画方針は、以下に示すとおりである。

(1) 市街地部

ア 突発的な攻撃を受けた場合

突発的な攻撃を受けた地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線等により即座に伝達する。

武力攻撃に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

武力攻撃が、当該地域において一時又は最終的に収束した場合には、県警察、海上保安部及び自衛隊と連絡調整の上、速やかに域外に避難させる。集客施設やターミナル等に滞在する通勤客や買い物客等は、帰宅を促す。場合によっては、一時的な避難場所を設置する。

その際、国からの警報等以外にも、戦闘地域周辺で活動する現場の警察官、海上保安官及び自衛官からの情報をもとに、屋内退避又は移動による避難をさせる。

新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

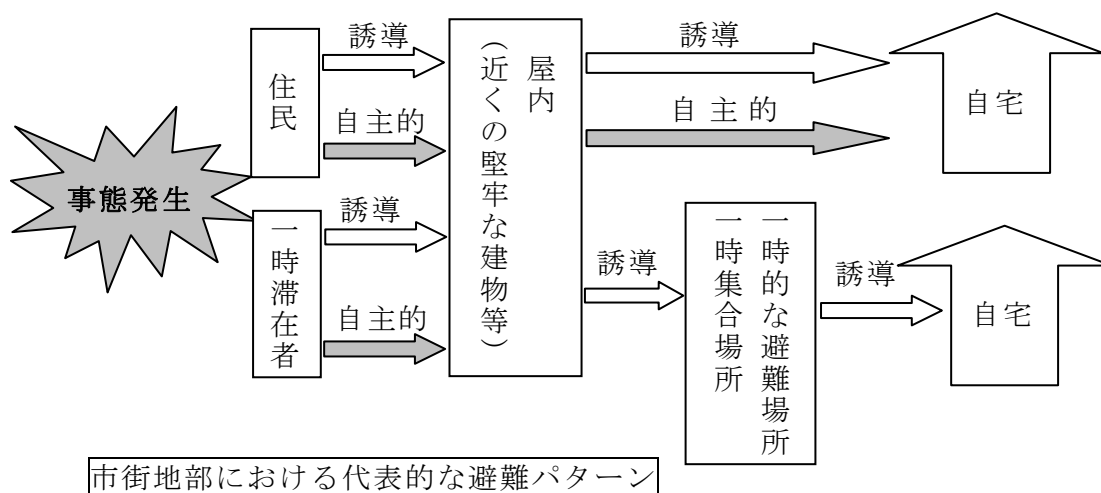
イ 化学剤を用いた攻撃の場合

化学剤を用いた攻撃がなされた場合、事案が発生した地区の住民に対しては、直ちに現場から離れるように、また、周辺や風下先となる地域の住民に対しては、屋内へ避難を行うように避難の方法を伝達する。

要避難地域内の住民に対して避難の方法を伝達する場合、防護衣を着用せずに移動して避難の呼びかけを行うことは危険を伴うことから、防災行政無線等により避難方法の伝達を行うとともに、NBC防護機器を有する消防機関は、住民に対して避難方法の呼びかけを行う。

また、防護機器を有する県警察、海上保安部、国民保護措置の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等による屋内への避難住民の誘導を要請する。

《地域特性に応じた避難》



(2) 西部地域（石油コンビナートに対する攻撃の場合）

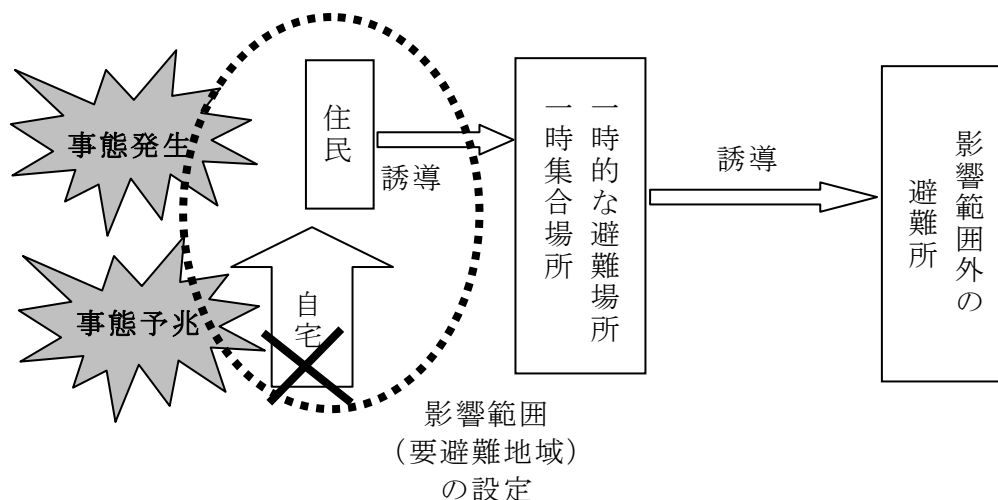
爆発した施設に近接した地域については、直ちに住民は現場を離れるとともに、周辺や風下先となる住民については、屋内への退避を行うよう周知する。

住民の避難については、国対策本部長の避難措置の指示の内容に沿って行うことを基本とするが、緊急の場合には、市長は、事業者と協議して、予防的にでも影響範囲外に退避を指示し、又は屋内への退避を指示する。

特別防災区域に所在する特定事業所においては、防災管理者及び副防災管理者が選任されるとともに、自衛防災組織が組織されていることから、これらの者と連絡を取りながら、対応を決める。

なお、石油コンビナート等については、施設の管理者が安全確保のための措置を講ずるとともに、事態に照らして特に必要な場合には、県公安委員会又は海上保安部長等が施設の周辺について、立入制限区域を指定することになっている。また、消防機関により、消防法による消防警戒区域・火災警戒区域を指定することとなっている。

また、石油コンビナート災害への対処については、武力攻撃事態等においても、石油コンビナート等災害防止法が適用されることとされている（法第 104 条）。



西部地域における代表的な避難パターン

(3) 島しょ部

島に対する武装工作員の侵攻の可能性がある場合は、国対策本部長の警報を受け、全島民に対して島外避難を行う。

島外への避難住民の運送は、港湾や漁港から、フェリー等をピストン運送して行うこととする。緊急時には、これ以外にも海上保安部の船艇及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請する。なお、西瀬戸自動車道の来島海峡大橋等は攻撃の対象となる可能性があることから、利用にあたっては、管理者等により施設の安全が確保されていることを確認する。また、国や県、県警察、海上保安部、自衛隊等により、武力攻撃災害等からの安全が確保されていることを確認する。

出航便の一時間前に港湾等に到着できるよう、バスにより、島内を循環して、住民を移動させる。市は、住民を徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情（要配慮者の移動）がある場合以外は認めない。

避難先は、当面の間は、本庁地区の避難場所とする。

避難の呼びかけは、全住民に対して、防災行政無線や自治会連絡網により行う。その際、広報車やヘリコプター等を活用して周知する。なお、島外への避難の手段が限られることから、可能な限り、残留者が取り残されないような個別訪問等の対応を心がける。

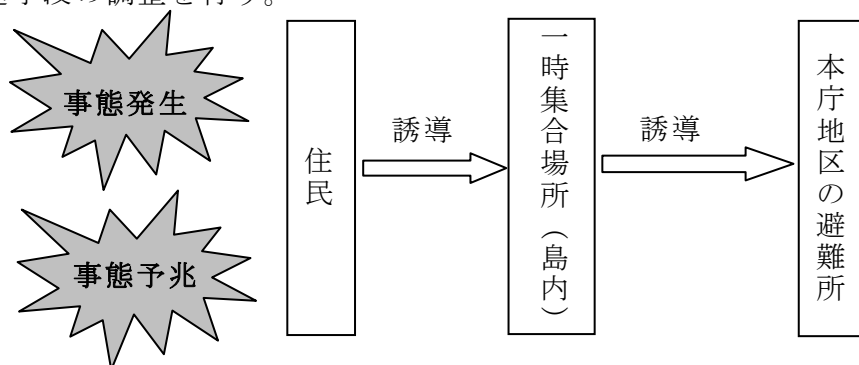
職員は、担当地域を配分して、各自治会単位での避難者リストを作成する。その際、各地区の避難希望日時 of 要望を聴取する。

避難用バスやフェリー等の時間等については、防災行政無線や自治会連絡網により知らせるとともに、隣近所同士で声を掛け合うように呼びかける。

要配慮者については、一般の住民よりも避難に時間を要することから、危急の場合に対応できるよう、早期の避難を促す。また、避難救援班を設けて、避難の支援を行う。

避難元の港湾等においては、避難連絡所を設置して、職員が作成した避難者リストにより避難住民の確認を行う。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行うとともに、順次、住民を落ち着かせて乗船させる。

避難先の港湾等においては、連絡所を設置し、県の支援により、避難所までの運送手段の調整を行う。



島しょ部における代表的な避難パターン

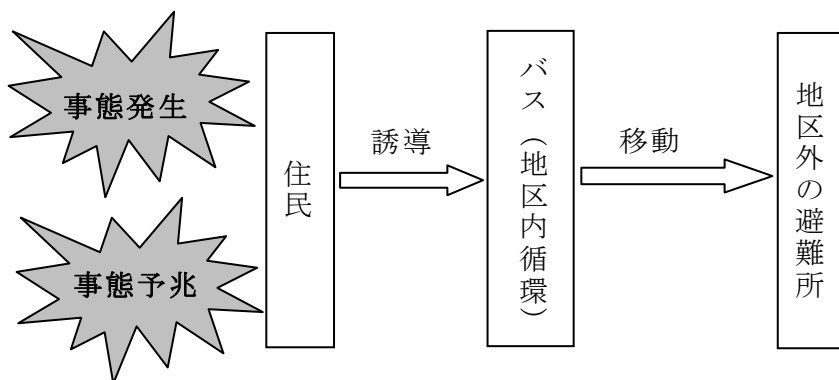
《地域特性に応じた避難》

(4) 山間部

市街地や西部地域が攻撃された場合、山間部が避難先又は避難経路となる可能性がある。こうした場合、市は国や県、県警察、自衛隊等と連携して、避難場所の確保や避難ルート（道路）の確保を行う。

なお、山間部に立地するダムでは、攻撃の対象となる可能性があり、国対策本部長からの避難指示の発令があった場合は、ダム管理者（県）との連携のもとで、要避難地域内の住民に対して、サイレン、防災行政無線や広報車により避難を呼びかける。

避難は、バスにより、当該地域を循環して、住民を移動させる。市は、住民を徒歩により、バス停に集合させるものとし、自家用車の使用は、特別な事情（要配慮者の移動）がある場合以外は、認めない。



山間部における代表的な避難パターン